

秋田県水と緑の森づくり税事業次期計画説明会等の概要について

1 次期計画に対する県民説明会の開催

森づくり税事業次期計画の策定に当たって、幅広く県民から意見等をいただくため、県内 8 会場において説明会を開催した。

○開催日時及び参加状況

月 日	時 間	場 所	会 場 名	参加人数
10月24日(月)	13:30~15:00	鹿角会場	鹿角市交流センター	16名
10月25日(火)	13:30~15:00	北秋田会場	北秋田地域振興局	9名
10月25日(火)	17:30~19:00	山本会場	山本地域振興局	12名
10月27日(木)	13:30~15:00	雄勝会場	雄勝地域振興局	17名
10月27日(木)	17:30~19:00	平鹿会場	横手市ふれあいセンター	16名
10月28日(金)	13:30~15:00	由利会場	由利本荘市役所	12名
10月31日(月)	13:30~15:00	仙北会場	仙北地域振興局	25名
10月31日(月)	17:30~19:00	秋田会場	秋田地方総合庁舎	21名
合 計				128名

2 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

下記の日程によりパブリックコメントを実施し、次期計画に対する意見を県民から広く募集した。

意見募集期間	令和4年11月14日(月)～令和4年12月9日(金)
--------	----------------------------

3 森づくり税事業次期計画説明会における主な意見・質問

1) 計画全体		
項目	質問・意見	次期計画での対応(案)
計画の考え方	事業費を見るとハード事業が多くなっている。当初はソフト事業に軸足があったと思うが、軸足をどこにおいて計画を策定するのか。	森林環境の保全や公益性を重視した森づくりと、県民参加の森づくりのどちらも重要であり、従来どおり、ハードとソフトの2つの軸足で事業を計画していく。
	次期計画のポイントとして、木材利用等に関する視点が少ないように感じるが、いかがか。	引き続き、森や木とのふれあい空間整備事業や、森林環境教育での木育等により、木材利用を推進していく。
事業計画と税収	次期計画の事業費や事業量、税収はどのように考えているか。	素案時に試算した事業量、事業費、税収(年間4億5千万円前後の見込み)で計画していく。

2) 水と緑の森づくり事業(ハード)		
項目	質問・意見	次期計画での対応(案)
緩衝帯等整備	耕作放棄地では草を刈らないと山も見えなくなり、10年経つと松が生えてくる。農道の刈り払いなどは対象とならないか。	<p>現行の実施要領では、森林と隣接する森林以外の箇所を、事業面積に含めることを認めている。引き続き、同様の運用とする。</p> <p>※全体面積の3割以下まで許容</p>
	最近クマだけでなくイノシシの出没もある。農道の脇は緩衝帯整備で実施できないか。	
ナラ林の伐採による若返り対策	被害木の周辺30mにある高齢のナラの木を伐採するとのことであるが、予防対策という観点からみると狭いのではないか。	<p>新たな対策として、枯損木や被害木、及びその周辺30mの健全木を併せて伐採し、萌芽更新による若返りを進めていく。</p> <p>また、事業内容を精査し、伐採、造材、集積、集積、作業道の整備や林外搬出が実施できるよう、細部運用の作成を進めていく。</p>
	ナラ枯れの多くは斜面で発生しており、材の搬出は困難な場所もあるのではないか。	
	林外搬出するためには、作業道の整備が必要になると考えるができないか。	
マツ枯れ対策	新たなナラ枯れ対策で、周辺30mとあるが、予防という観点からマツ林での実施もできないか。	<p>マツ林は萌芽更新が困難であり、対象にできないことから、引き続き、マツ林・ナラ林等景観向上事業等による対策を進めていく。</p> <p>なお、激害化した場合等は、市町村と連携し、国庫補助事業等を活用した総合的な対策を実施していく。</p>
	松くい被害は激害化すれば、ボランティアのマンパワーでは無理な状況になる。状況に応じた対応方法ができるようにしてほしい。	

3) 水と緑の森づくり推進事業（ソフト）

項目	質問・意見	次期計画での対応（案）
県民参加 の 森づくり	<p>ボランティア会員も高齢化しており、怪我することも心配である。安全講習を開催するほか、ボランティア団体の育成研修などを行ってほしい。</p>	<p>森林ボランティア団体の高齢化や要望等を踏まえ、ボランティア団体が活用しやすく、かつ負担軽減等を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最低参加人数の引き下げ ②事務局員の旅費や、活動時の飲料を補助対象に追加 ③伐採等の危険作業の委託上限の引き上げ ④機械操作の講習受講に係る経費を補助対象に追加 <p>など、細部運用の見直しを進める。</p> <p>また、森林ボランティアを対象に実施する研修を、作業の安全に重点を置いた内容で実施する。</p>
	<p>申請書類の作成等が負担となっているが、事務費的な経費は対象外となっている。人件費や事務費等は対象にならないのか。</p>	
	<p>ボランティア団体が高齢化している。対策として、植栽する苗木を大きなものでも対象にするとか、熱中症対策の飲料を対象にするなど、要件の緩和を検討してほしい。</p>	
普及啓発	<p>小学校の活動は秋田市が多いように感じている。県南部が少ないので、いろんな小学校を対象に活動を拡げていただきたい。</p>	<p>既存の方法に加えて、新聞広告や、広報を利用しながら普及啓発を強化するほか、市町村と連携し事業周知に努めていく。</p>
	<p>学校の先生が森づくり税を知らない。環境教育をもっとPRするべきでは。</p>	
	<p>次期計画の周知や認知度の向上はどのように考えているのか。</p>	

4 「秋田県水と緑の森づくり税事業次期計画（骨子案）」に対する 意見募集結果について

県では、秋田県水と緑の森づくり税事業次期計画を策定するにあたり、県民の皆様からご意見を募集したところ、多数の貴重なご意見をお寄せいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要と県の対応については次のとおりです。

なお、いただいたご意見については本計画策定の参考とさせていただくほか、今後の施策の参考とさせていただきます。

1) 意見募集の期間

令和4年11月14日（月）から令和4年12月9日（金）まで

2) 意見提出の状況

(1)意見書等の数 4通

(2)類似意見を集約した具体的な意見の数 9件

3) 寄せられたご意見と考え方・対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	里山における熊対策を実施して欲しい。	次期計画においては、「緩衝帯等整備事業」や「県民提案事業」に加え、「森林ボランティア活動支援事業」の事業区分に、野生動物の出没抑制対策を追加することを考えており、引き続き、里山における野生動物の出没抑制対策を支援することとしております。
2	ナラ枯れの予防の強化を図ってもらいたい。	次期計画では、既存のマツ林・ナラ林等景観向上事業に加え、ナラ枯れ被害を未然に防止するため、新たに、被害木周辺の高齢ナラ林の更新による若返り対策に取り組み、ナラ枯れの予防対策を強化することとしています。
3	美しい森づくりとふれあいの森づくりの推進の強化を図ってもらいたい。	美しい森づくりについては、マツやナラの枯損木除去による景観向上を目的とした対策から、森林の有する快適環境形成機能の向上に向けた安全・安心な森づくりに軸足を移し、新たにナラ枯れ予防対策に取り組み、これまで以上に対策を強化することとしています。 また、ふれあいの森づくりについても、引き続き、実施主体の要望に応じ、森林や木とふれあえる拠点整備を進めてまいります。

番 号	意 見 の 概 要	県 の 考 え 方 ・ 対 応
4	<p>森林所有者が実践している造林の施業手法は、従来の手法に比べ省力化や経費削減等に優れていると感じている。</p> <p>この手法を科学的に整理したいため、森づくり税を活用し、「森林環境に関する調査・研究」で対応してほしい。</p>	<p>森づくり税事業の調査・研究については、森林の公益的機能の高度発揮や、森林環境の保全に関する研究を計画しております。</p> <p>ご要望のありました調査・研究については、林業の経営手法に関するものと思慮されることから、森づくり税では対象としておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>なお、要望の調査内容につきましては、造林の施業技術の研究として、林業研究研修センターの普及指導担当で検討する内容であると考えられることから、ご要望の趣旨をお伝えいたします。</p>
5	<p>森林所有者が、自分の山の情報や、今後の山の施業について相談できる、サポートセンターのような窓口を設置してほしい。</p>	<p>森林所有者の林業経営等については、林業普及として対応できると考えておりますので、まずは、お近くの森づくり推進課へご相談ください。</p> <p>なお、ご要望の趣旨については、林業研究研修センターの普及指導担当へお伝えいたします。</p>
6	<p>先人の炭焼き文化を伝えるため、地域の元製炭士さんの話がきけるイベントや、移住者を対象とした炭焼き塾を開催するほか、炭焼きの築窯方法を後世に残すための事業を立ち上げてほしい。</p>	<p>森づくり税事業では、森林整備を主体としながら、炭焼き等を含む活動を実施している森林ボランティア団体の活動を支援しております。</p> <p>要望の内容は、「森林ボランティア活動支援事業」や、市町村との連携による「市町村等の森づくり活動支援事業」等で実施できる考えられますので、お近くの地域振興局森づくり推進課へご相談ください。</p> <p>なお、ご要望にあった内容については、炭を所管する部署にお伝えいたします。</p>
7	<p>二酸化炭素の吸収と酸素や水の供給面から地域ごとの税の付加係数に応じた税負担とすべきである。</p> <p>しかも、森林所有者は森林に対する固定資産税を納税しているの、上乗せして水と緑の森づくり税を徴収するの</p>	<p>固定資産税は、固定資産（この場合は山林）の保有と市町村が提供する道路、消防、その他の行政サービスとの間に存在する一般的な受益関係に着目し、資産価値に応じて、所有者に対し市町村が課税する財産税となります。</p> <p>普通税であり、徴収した市町村により、日々の生活で利用する公共施設の整備の</p>

番 号	意 見 の 概 要	県 の 考 え 方 ・ 対 応
	<p>は筋違いというもの。</p> <p>森林所有者には、所有面積に応じて減税や無税の措置とするなど、山林所有の比率に応じた減税措置があつてしかるべきでは。</p>	<p>ほか、介護・福祉などの行政サービスにも使われています。</p> <p>一方で、水と緑の森づくり税は、全ての県民がその恩恵を受けているふるさと秋田の森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため創設されており、その負担については、森林の恩恵を受けている県民に等しく費用負担をお願いしているものであり、両者は、その趣旨や目的が異なることをご理解いただきたいと思います。</p>
8	<p>地域市町村から山林の払い下げを受けるにあたり、各集落や地域に森林組合が組織されたが、納税のため各集落において各戸が相応の負担を求められている。</p> <p>集落や森林組合に係わる固定資産税は、水と緑の森づくり税で肩代わりされるべきでないか。</p>	<p>水と緑の森づくり税は、全ての県民がその恩恵を受けているふるさと秋田の森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力の下、森林環境の保全に関する施策を推進するために、県民の皆様にご負担をお願いしているものです。</p> <p>そのため、個々の固定資産税の肩代わりについては、税の目的に馴染まないと考えますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
9	<p>森林学習や植林行事などに森づくり税を支出するのは税の徴収目的にあっていない。</p> <p>また、収支内容と繰越残高は知るよしもなく、納税者のチェックは及ばない。</p>	<p>森づくり税事業の使途や事業計画については、県民の方々の意見を反映しながら、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」において、調査・審議をいただくとともに、事業実績や繰越残高についても報告しているところです。</p> <p>また、同委員会の議事録や、事業計画や実績、基金状況等を、「秋田県水と緑の森づくり税ホームページ」で公開しております。</p> <p>なお、同委員会や県民説明会において、県民の皆さまへの周知不足が指摘されておりますので、今後は、速やかで分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>